平成２２年（フ）第６９５号
神奈川県座間市相模が丘１丁目２番12号
破産者　尾﨑　雅彦
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１９６号
新潟県村上市下相川902番地４
破産者　五十嵐光昭
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第２４号
山梨県南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺697番地
破産者　渡辺　揮保
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
岐阜県羽島市福寿町浅平４丁目39番地
破産者　小山　　豊
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
静岡県焼津市三右衛門新田326番地の３、破産手続開始決定時の住所静岡県焼津市上新田642番地の１
破産者　三代多巳江
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４０号
静岡県三島市泉町１番40号
破産者　上杉　徹治
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５９号
京都市伏見区羽束師志水町198番地の12
破産者　川崎　　恵
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
京都市右京区嵯峨野有栖川町40番地96
破産者　新井　貴恵（債務発生時の姓左右田）
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７１５号
京都府京田辺市田辺中央２丁目２番地15
コートフラッツ・タナベ１号棟202号
破産者　小國　昌宏
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
奈良市山町７番地
破産者　小林建具店こと　小林　安義
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６０１号
長崎県長崎市椎の木町１番４号　中村アパート101、旧住所長崎県長崎市椎の木町３番４号　松尾コーポ101
破産者　海林　松美（旧姓坪内）
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７号
長崎県長崎市大手２丁目11番３号
破産者　熊本　伸一
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
熊本市東本町１番102号
破産者　大道　晴久
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５７１号
大分県別府市石垣西８丁目３番48号　グリーンコーポ荒金Ｂ202号
破産者　相良　　明
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５３号
宮崎市大字芳士933番地　県営住宅５棟701号
破産者　森　　浩二
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０６号
宮崎市大塚町大迫南平4490番地２
破産者　中村　主税
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３６号
宮崎市祇園２丁目16番地１　ハピネス祇園703号
破産者　江口万里子
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６０号
宮崎市大塚町大迫南平4490番地２、住民票上の住所宮崎県児湯郡新富町大字下富田661番地８
破産者　中村　主民
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８９号
宮崎県児湯郡新富町大字新田7045番地２
破産者　阪田　尚美
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係